

令和8年1月19日

お客さま各位

**暗号資産交換業者及び資金移動業者への振込について
(不正送金対策の強化)**

ATM等を利用した還付金詐欺・架空請求詐欺・投資詐欺などの被害金が暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座へ不正に送金される事案が多発しています。

当組合では、このような事案を踏まえ、お客さま保護と不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人(法人口座を含む)と異なる振込依頼人名で行う振込についてはお振込みをお断りさせていただきます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないか等、お振込みの理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料の提出をお願いする場合がございます。

お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとなりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例】

支払口座名義	支払依頼人名	振込可否
ソウソウ タロウ	ソウソウ タロウ	振込可
	12345 ソウソウ タロウ	
	ソウソウ ハナコ	振込不可
	SOSO TARO	

※通常の目的での暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込を全て禁止するものではありません。



相双五城信用組合